

---

## デュアルユースリスト

---

**Note 1** “ 引用符 “の中の用語は、定義済みの用語である。このリストの付属書 ‘これらのリストで使用される用語の定義’ を参照のこと。

**Note 2** いくつかの事例において、化学物質は名称と CAS 番号によってリストされている。このリストは、名称又は CAS 番号の如何にかかわらず、同じ構造式の化学物質（水和物を含む）に適用される。CAS 番号は、命名法に関係なく、特定の化学物質又は混合物を特定する際に手助けとするために示される。リストしている化学物質のうちいくつかの種類は異なる CAS 番号を持っており、またリストしている化学物質を含有している混合物は異なる CAS 番号を持つ場合もあるので、CAS 番号は一意的な識別子として用いることができない。

### GENERAL TECHNOLOGY NOTE (一般技術注釈)

デュアルユースリストの中で規制される品目の“開発”、“製造”又は“使用”のために“必要”な“技術”の輸出については、各カテゴリーの条項により規制される。この“技術”は、たとえ規制されない品目に適用できる場合であっても、規制されることには変わりはない。

本規制は、規制されない品目又は輸出認可された品目の据付、操作、保守（点検）又は修理のために必要最小限の“技術”については適用されない。

**Note** 本規制は、このような“技術”であっても、エントリー1.E.2.e.及び1.E.2.f.、並びに、8.E.2.a.及び8.E.2.bで規制されるものについては適用されない。

本規制は、“in the public domain” [だれでも許可なく使用できる状態にある] “技術”、基礎科学研究活動における“技術”、又は特許出願のための必要最小限の情報については適用されない。

### GENERAL SOFTWARE NOTE (一般ソフトウェア注釈)

本リストは、“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

1. 以下の状況により一般市民に対し広く入手可能であるもの：
  - a. 以下のいずれかの方法により、何ら制限されず小売店の在庫から販売されること：
    1. 店頭取引；
    2. 郵便による注文取引；
    3. 電子取引；若しくは
    4. 電話による取引；及び
  - b. 供給者による更なる実質的な支援なしに、使用者によりインストールができるように設計されていること；

**Note** 一般ソフトウェア注釈の第1項は、カテゴリー5-パート2 (“情報セキュリティ”) で規制されるソフトウェアについては適用されない。

2. “in the public domain” [だれでも許可なく使用できる状態にあるもの]；又は

---

**デュアルユースリスト**

---

3. 輸出が承認された品目の設置、操作、保守（点検）及び修理のための必要最小限の“オブジェクトコード”。

**Note** GENERAL SOFTWARE NOTE（一般ソフトウェア注釈）の3項目目は、カテゴリ5 — パート2（“情報セキュリティ”）で規制制御される“ソフトウェア”を免除するものではない。

**GENERAL "INFORMATION SECURITY" NOTE**

（一般“情報セキュリティ”注釈）

“情報セキュリティ”品目又は機能は、たとえ他の品目の部分品、“ソフトウェア”又は機能であっても、カテゴリ5 パート2の条項に対して検討されるものとする。